

利用許諾条項（広告目的複製）

（利用許諾）

第 1 条 一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「協会」といいます。）は、協会の定める広告目的複製利用申込書（以下「申込書」といいます。）を協会に提出した者（以下「申込者」といいます。）に対し、協会が著作権を管理する音楽著作物（以下「管理著作物」といいます。）を、申込書記載の範囲内において複製することを許諾します。この場合、協会は、申込者に対し、広告目的複製利用許諾書を交付します。

2 申込者は、申込書記載の管理著作物の利用形態に対応する著作権の管理を協会に委託する者（以下「委託者」といいます。）から、本申込みに係る利用の前に当該管理著作物を利用することの同意（著作権者人格権又は著作権者の人格的利益を害しないことの確認を含む。）を得るものとします。

3 申込者は、協会が前項の同意内容の確認のため証憑書類の提出を求めた場合は、これに応じるものとします。

4 第 1 項の許諾に基づく複製に第三者が製作した音源を複製するときは、申込者の責任において、当該音源の複製権を有する権利者から、音源に係る利用許諾を得るものとします。

5 本利用許諾は、いかなる意味においても管理著作物に係る権利の譲渡を一切含みません。

6 申込者は、本利用許諾に基づき管理著作物を複製する権利を他人に貸与又は譲渡することはできません。

（保証金）

第 2 条 協会は、申込者が次のいずれかに該当するときは、保証金の納付を前条第 1 項の利用許諾の条件とするものとします。

- 1) 協会が請求した著作物使用料の支払遅滞その他の利用許諾条項違反があったとき
- 2) 管理著作物の無断利用があったとき
- 3) その他利用許諾条項の確実な履行を担保するために協会が必要と判断したとき

2 前項の保証金の額及び取扱いは、協会が別に定める「保証金取扱基準」によるものとします。

（著作物使用料）

第 3 条 申込者が本利用許諾に基づき協会に支払う著作物使用料は、委託者が指定した金額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、委託者が額を指定しないときは、協会の使用料規程に基づき、各利用形態に対応する規定により算定した額とします。

2 申込者は、協会に対し、前項の著作物使用料を、請求書記載の発行日から 30 日以内（協会が請求書において支払期限を指定する場合は、その指定した日まで）に、協会事務所に持参又は送金して支払うものとし、その支払費用は申込者の負担とします。

3 協会は、利用許諾条項の確実な履行を担保するため必要と判断したときは、申込者に対し、申込書の記載内容に基づき協会が算定した概算使用料（以下「前受使用料」といいます。）を申込書の提出と同時に協会に支払うことを、第 1 条第 1 項の利用許諾の条件とするものとします。

4 協会は、前項の前受使用料について、第 1 項の著作物使用料が確定した後、必要が生じた場合は、精算するものとします。

（連帯保証人）

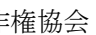
第 4 条 本利用許諾条項の確実な履行を担保するために、協会が必要と認めたときは、申込者は、協会に対し、申込書の提出時に連帯保証人を書面により届け出るものとします。

2 連帯保証人は、本利用許諾に基づく申込者の債務を保証し、申込者と連帯してその責を負うものとします。

3 申込者が協会に対する支払債務の履行を遅滞し、協会から請求を受けたときは、連帯保証人は、協会に対し、当該債務を直ちに支払うものとします。

（許諾番号等）

第 5 条 申込者は、本利用許諾に基づき作成する複製物に、次に掲げる事項を表示するものとします（協会が表示を免除した場合を除く。）。

- 1) 協会の複製利用許諾の証として、協会の指定する箇所に「日本音楽著作権協会 A-許諾番号」又は「A-許諾番号」
- 2) 協会の指定する箇所に申込者の名称
- 3) 利用著作物の題号、著作者名

（著作者人格権）

第 6 条 申込者は、本利用許諾に基づく管理著作物の利用にあたり、次に掲げる行為その他の著作者人格権侵害となる行為をしないよう留意するものとします。

- 1) 著作物又はその題号の変更、切除その他の改変（著作者の意に反して行う場合に限る。）
- 2) 著作者の名誉又は声望を害する方法による著作物の利用

（製作する複製物の提出）

第 7 条 申込者は、協会が管理著作物の利用状況等を確認するために本利用許諾に基づき製作する複製物の提出を求めたときは、速やかにこれを協会に提出するものとします。

（監査）

第 8 条 協会の職員又は協会の指定する者が、申込者による管理著作物の複製利用状況等に関する申込みの状況を調査確認するため、証憑書類の閲覧又は提出を求めたときは、申込者はこれに同意し、かつ、調査確認に積極的に協力するものとします。

2 協会は、本利用許諾に基づき申込者等から開示を受けた情報を秘密として扱うものとします。

（違約金等）

第 9 条 申込者が本利用許諾条項に違反したときは、協会は、申込者に対し、著作物使用料のほかに当該使用料の 20/100 の額を違約金として請求できるものとします。

2 申込者の利用許諾条項の違反により第三者に損害が生じたときは、申込者がその責を負うものとします。

（利用申込の取消）

第 10 条 製作の中止その他の理由による利用申込の取消は、取消事由の発生後、申込者が直ちにその理由を付した書面をもって協会に申し入れ、協会がこれに同意したときに限り認められるものとします。

（利用許諾の取消）

第 11 条 協会は、申込者が本利用許諾条項に違反したとき又は違反するおそれがあるときは、申込者に対し、催告することなく直ちに書面により利用許諾を取り消すことができるものとします。

（個人情報の利用目的）

第 12 条 協会は、協会が取得した申込者の個人情報を、次に掲げる業務のためにのみ利用します。

- 1) 音楽著作権管理事業における利用許諾業務及び著作物使用料徴収業務
- 2) 音楽著作物の利用者を対象とする広報

2 前項第 1 号の業務においては、その実施に伴い必要があるときに限り、金融機関その他の第三者に個人情報を提供することがあります。

（合意管轄）

第 13 条 本利用許諾に関する紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

保証金取扱基準

（保証金の額）

第 1 条 利用許諾条項第 2 条第 1 項に基づく保証金（以下「保証金」という。）の額は、利用申込の日から起算して過去 1 年間に協会が当該申込者に対して請求した著作物使用料の総額（以下「年間請求実績」という。）の範囲内で定めるものとします。ただし、年間請求実績が利用許諾条項第 3 条第 3 項の前受使用料の額に満たないとき、又は年間請求実績がないときは、当該前受使用料の額をもって保証金の額とします。

（保証金の返還）

第 2 条 協会は、著作物使用料の支払その他利用許諾条項の確実な履行が将来にわたって確保されると判断したとき、または申込者の事業の廃止等により協会との利用許諾契約を将来にわたって締結する必要がなくなったときは、申込者に対し、協会が交付した受取証と引き替えに保証金を返還するものとします。ただし、返還の際、利息を付さないものとします。

（保証金の充当）

第 3 条 申込者が著作物使用料の支払遅滞その他利用許諾条項に違反したときは、協会は、あらかじめ申込者に通知することなく、保証金を申込者の支払債務に充当することができるものとします。

2 前項により保証金が申込者の支払債務に充当されたときは、申込者は協会の請求後 10 日以内に充当による保証金の不足額を補填するものとします。